

# 神奈川県電力・節電対策基本方針

平成23年5月25日

## I 目的

東日本大震災に起因する東京電力の発電施設の被害により、首都圏において今夏の電力の需給逼迫が懸念されている。

そこで、県民、事業者、行政が一体となって使用電力の抑制等に取り組み、電力の需給バランスの悪化に伴う不慮の大規模停電や、県民生活・事業活動への影響の大きい計画停電を回避するとともに、次世代エネルギーモデルの推進を図る。

## II 取組方針

### 1 県自らの率先した取組

#### 取組① 県関係施設の節電に係る取組

##### (1) 県施設の節電に係る数値目標

- 県施設については、県民の生命・安全・ライフラインに配慮しつつ、県施設全体で「ピーク期間・時間帯（※1）における使用最大電力」を、県施設全体の「基準電力値（※2）」に比して▲15%以上抑制する。

なお、庁舎系施設の抑制率は、▲25%以上とする。

※1 7～9月（平日）の9時～20時

※2 原則、昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値

- 各施設においては、施設区分（庁舎系施設、学校、県民利用施設等）ごとに別途抑制率を定め、節電実行計画を策定する。

##### (2) 県施設における節電目標達成に向けた取組

###### ア 全庁共通の取組

- 全庁共通の取組として、県民サービスの維持に配慮しながら、以下の事項に取り組むこととする。
- 県施設以外の施設で業務を行う所属においては、県施設と同様の取組を行うとともに、施設管理者が取り組む節電対策に協力する。
- これらの事項については、指定管理者に対しても同様の取組を求める。

## (7) 各施設共通の取組

### ① 空調に係る節電

- 執務室等の冷房中の室温を原則28度とすることの徹底
- ブラインドの適切な調整
- 換気風量の適正化
- 使用していないエリアの空調の停止
- 施設の壁面緑化（グリーンカーテン）の推進

### ② 照明に係る節電

- 各部屋の状況に応じて必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減（例：蛍光灯の点灯を2分の1以上間引く。）
- 使用していないエリアや時間の消灯の徹底
- 昼休時間の消灯の徹底
- 照明のLED化の推進

### ③ O A機器、その他の機器に係る節電

- プリンタ、コピー機の稼働台数の削減（例：2分の1程度に集約）
- 冷蔵庫、電子レンジの数の大幅な集約化（複数課による共用化）
- 電気ポット、コーヒーマーカーの原則使用禁止
- パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープ（スタンバイ）モード等の活用
- 使用していない電気機器の電源プラグを抜く等による待機電力の削減

### ④ 共用部分に係る節電

- エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- 暖房便座、温水洗浄便座の停止
- 廊下、階段、ロビー等の照明の点灯本数を、安全上、管理上不適切としない範囲で削減
- 自動販売機の消灯及び冷却停止時間の延長要請
- 入居売店等への節電の協力要請

### ⑤ 契約電力の引下げ

- 節電目標の実行をより確実なものとする（※1）ため、実量制契約（※2）の小口需要家である施設については、原則として、節電目標に応じて契約電力を引き下げる。

※1 契約電力の引下げにより、契約電力を超えないように注意・自制が働く。

※2 実量制契約は、高圧（6,000ボルト）で受電する契約電力500kW未満の施設の契約電力の決定方法で、当月を含む過去1年間の各月の最大需要電力のうちで最も大きい値を契約電力とする方法であるが、今般、節電努力を盛り込んだ契約電力の引下げ変更が可能となった。

#### (イ) 業務執行に際しての取組

##### ① クールビズ（軽装）の徹底

- 5月～10月を軽装月間とし、特にピーク期間（7月～9月）においては、より一層の軽装に取り組む。

##### ② 昼休時間のシフト

- 電力需要の平準化を図る（※）ため、変則勤務職場や県民サービス維持の観点から困難な職場を除き、ピーク期間（7月～9月）における昼休時間を原則13時～14時とし、消灯を徹底する。

※ 東京電力管内では、12～13時の間、一時的に電力需要が減少することから、この時間に業務を行い、13～14時を昼休みとして消灯や冷房の停止、電気機器の使用を控えることで、電力需要の多い13～14時のピークカットに貢献できる。

##### ③ 定時退庁・一斉消灯の促進

- 毎週水曜日及び給料日に全庁一斉で「定時退庁」を行うとともに、職場単位に「定時退庁」を行う日を週1日以上設定し、執務室ごとの一斉消灯を進める。

##### ④ 年次休暇の計画的取得の促進

- 行政サービスや業務効率の維持に留意しつつ、ピーク期間（7月～9月）において、夏季休暇に加え年次休暇を計画的に取得する。

##### ⑤ 繰り上げ出勤の推奨

- 拡大時差出勤（勤務時間を前後1時間30分の範囲で繰り上げ又は繰り下げる制度）については、公務の運営に支障がない範囲で、「繰り上げ出勤」を推奨する。

##### ⑥ イベント等での節電の配慮

- イベント等（県施設以外の施設を利用する場合を含む。）の実施に際しては、実施日程や方法について節電の観点から十分な配慮を行う。

##### ⑦ 節電や停電に伴う健康被害の回避

- 電力需給逼迫時の緊急的な節電や不測の停電等の際の健康被害を回避するため、熱中症の予防や対策の周知を徹底するとともに、必要な対策を図る。

#### イ 各施設ごとの取組

##### (7) 節電実行計画の策定・実施

- 各施設においては、全庁共通の取組のほか、節電に係る数値目標達成に向けて、施設ごと又は複数の施設が共同して節電実行計画を策定し、着実に実施するとともに、その実施状況の進捗管理を行い、ピーク期間（7月～9月）終了後、県施設全体の取組実績をとりまとめ公表する。

#### (イ) 節電推進体制

- 各施設ごとに「節電責任者」及び「節電推進員」を置き、各施設における節電の進捗管理を行うとともに、職員への取組の徹底を図る。(ISO推進体制を活用)

#### (ウ) 電力使用状況の職員への周知

- 本庁庁舎においては、当日及び前日の電力の使用状況を職員向けイントラ等を活用して情報提供
- 他の施設においても、できる限り電力使用状況の「見える化」に努力(例：15時時点の電力計の使用電力を情報提供)

#### (エ) 電力需給逼迫時等の対応

- 各施設において、「当該施設の電力需要が抑制すべき電力値を超える恐れが生じた場合」や「東京電力管内の電力需給が逼迫した場合」には、通常の節電対策に加え、緊急的な対応を図るものとし、当該緊急対応の内容及びその手順についてあらかじめ検討しておくこととする。

### (3) 地方独立行政法人、県主導第三セクター及び県所管公益法人への要請

- 地方独立行政法人神奈川県立病院機構、県主導第三セクター及び県所管公益法人に対しては、県の取組を参考にしつつ、当該法人の節電行動計画を策定するよう要請するとともに、情報提供等必要な支援に努める。

## 2 県民・事業者・市町村等と連携した取組

### 取組② 県民運動の展開

#### (1) 県民への情報提供・啓発

- 各家庭に対して、「家庭の節電対策メニュー」(資源エネルギー庁作成)、「今からできる節電アクション」(神奈川県作成)等を活用し、節電の取組等の情報提供を行う。情報提供に当たっては、「県のたより」などの広報媒体を活用するとともに、市町村とも協力して、各種イベント等様々な機会を捉えて幅広く周知を図る。
- 電力・節電対策に係る情報を総合的に提供するホームページの充実を図る。

#### (2) 県民相談等

- かながわ県民センター内の「環境情報相談コーナー」に「県民節電相談窓口」を開設する。

### (3) 「緊急宣言」による県民運動の呼びかけ

- 県民、企業、行政等で構成する「かながわ地球環境保全推進会議」において、当面の節電行動の実践のみならず、新エネルギーの導入促進、ライフスタイル・ビジネススタイルの見直しなどを盛り込んだ「緊急宣言」を採択し、様々な媒体を通じて県民運動を呼びかける。

### (4) 緊急「マイアジェンダ」(行動計画)登録(仮称)による節電行動の促進

- 自分が行おうとする節電に配慮した行動を登録(=宣言)し、日々の生活の中で実践する『緊急「マイアジェンダ」(行動計画)登録(仮称)』を新たに作成し、家庭における実効性ある節電行動を促進する。

### (5) 節電教育の実施

- 県立高校において、節電教育を実施し、生徒の夏季期間中の取組を促す。
- 小・中学校等の児童生徒への節電教育の実践・推進を各市町村教育委員会及び各学校に働きかける。
- 節電教育に当たっては、省エネルギーの重要性についても触れる。
- 学校の持つ幅広い広報媒体を活用し、学校を通じた家庭・地域への節電意識の普及啓発を図る。

### (6) かながわ節電大賞(仮称)の実施

- 地球環境保全に向けた優れた活動を表彰する「かながわ地球環境賞」の表彰部門に「かながわ節電大賞」(仮称)を新たに設け、県民や事業者の優れた節電アクションを顕彰する。

## 取組③ 事業者の取組促進

### (1) 事業者の節電対策等の促進

- 大口需要家については、県地球温暖化対策推進条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書」等に「節電対策」を盛り込み、取りまとめ結果を県のホームページ等で公表する。
- 小口需要家について、「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」(資源エネルギー庁作成)、「今からできる節電アクション」(神奈川県作成)等を活用し、各団体の協力を得ながら様々な機会を捉えて節電の取組の周知を図る。
- 事業者が自主的に策定する節電行動計画を県のホームページに掲載する。
- 関東経済産業局との共催により、小口需要家や中小事業者を支援する方々向けの「電力需給対策(節電・省エネ)セミナー」を開催するほか、様々な機会を捉えて節電対策や自家発電設備等の積極的な活用による供給量の拡大を呼びかける。

## (2) 事業者の節電等の取組に係る支援

- 地球温暖化対策課内のエネルギー管理士による「省エネルギー相談窓口」に「節電相談窓口」を併設する。
- エネルギー管理士が事業所を直接訪問して診断を行い、電力のピークカット及びピークシフト対策を提案する「省エネ・節電診断」を実施する。
- 中小企業制度融資「フロンティア資金（地球温暖化対策）」により、省エネ設備等の導入に対する支援を行う。
- 中小規模事業者省エネルギー対策事業費補助を活用し、節電対策機器の導入に対する支援を行う。
- 企業が電力需給対策として実施する始業・終業時刻の繰上げや所定休日の変更等に伴う労務管理面の課題を解決するための方策について、労働相談やセミナーを通じて助言を行う。
- 自家発電施設の設置に係る工場立地法の緑地規制等に関し、当面の間の運用の緩和や事務手続の迅速化を図るとともに、権限移譲をしている市町への当該取組の周知を図る。

## (3) 大型イベント開催における配慮要請

- ピーク期間・時間帯に開催が検討されている大型イベントについては、日程上の配慮の可能性の検討を要請する。
- ピーク期間・時間帯に開催される大型イベントについては、節電の取組への協力を依頼する。

## 取組④ 広域的な啓発活動の展開

### (1) 九都県市連携による節電に係る普及啓発の推進

- 九都県市が連携し、地球温暖化防止及び夏場に向けた節電に係る普及啓発活動を重点的に展開する。

### (2) 県内全域での「節電チャレンジ」の実施

- 県内市町村との連携・協力のもと、本格的な夏季を迎える前に県民、事業者、行政が一体となって節電や使用電力のピークカットを試みる「節電チャレンジ」を実施し、結果を速やかに公表して、夏季の取組につなげていく。
  - ・実施日時 平成23年6月22日（水）（夏至） 午後1時～3時
  - ・節電目標 実施時間帯の使用電力を前年同月比で15%カット

### 3 新エネルギーの導入促進

#### 取組⑤ 「かながわソーラープロジェクト」の推進

##### (1) 夏期の電力需給対策に向けた太陽光発電導入の加速化

- 住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度や税制上の軽減措置（不動産取得税・所得税）の活用による住宅用太陽光発電設備の設置促進を県民に呼びかける。
- 防災活動の拠点や避難所等となる県有施設への太陽光発電設備の設置を推進する。

##### (2) 「かながわソーラープロジェクト」の推進体制の整備

- 「ソーラープロジェクト推進本部」（庁内）及び学識経験者等による「かながわソーラープロジェクト研究会」を設置し、「かながわソーラーバンク構想の実現」、「公共施設における太陽光発電の設置推進」、「メガソーラー発電所の設置促進」等について、調査・研究を推進する。